

第2章 事業者データベースの整備

2.1 事業者データベースの概要

農林水産省では、食品リサイクル法並びに容器包装リサイクル法の調査点検業務の効率化かつ効果的な実施を図るために、食品関連事業者の事業者データベースを作成している。本年度の事業開始前の事業者データベースの概要を表2-1に示す。

表 2-1 事業者データベース（令和6年11月時点）

農政局等	事業者数
北海道	14,202
東北	16,975
関東(東京)	26,428
関東(東京以外)	41,981
北陸	12,886
東海	14,906
近畿	25,678
中四国	24,722
九州	24,692
沖縄	2,731
合計	205,201

2.2 新規・廃業事業者情報の更新

令和5年度に整備した事業者データベースの事業者情報を更新するため、事業者の新規情報、廃業情報を収集し、事業者データベースに反映させた。

2.2.1 新規情報

令和5年度事業者データベースに登録されていない事業者の企業データを、株式会社帝国データバンクから購入し、事業者データベースに新規情報として反映させた。

反映した新規事業者数は274件であり地域別に表2-2に示す。

2.2.2 廃業情報

令和5年度事業者データベースに登録されている事業者の廃業情報を、株式会社帝国データバンクから購入し、事業者データベースの項目「新規・合併・

廃業フラグ」を更新した。

反映した廃業事業者数は 459 件であり地域別に表 2-2 に示す。

表 2-2 反映した新規・廃業事業者数

農政局等	新規	廃業	合計
北海道	10	26	36
東北	11	63	74
関東(東京)	22	49	71
関東(東京以外)	30	91	121
北陸	10	22	32
東海	14	46	60
近畿	18	57	75
中四国	94	55	149
九州	63	46	109
沖縄	2	4	6
合計	274	459	733

2.3 再商品化義務履行状況の更新

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の特定事業者データから再商品化義務履行状況の情報を、事業者データベースの項目「申込素材」、「申込種別」、「備考（指導内容等）」に反映させた。

再商品化義務履行状況の情報の反映方法を表 2-3 に、また、特定事業者データは 25,927 件であり、このうち「特定事業者番号」が一致した事業者は 13,557 件で、情報を反映させた。特定事業者データを地域別に表 2-4 に示す。

表 2-3 再商品化義務履行状況の情報の反映方法

特定事業者番号と特定事業者コードが一致した場合		
特定事業者データ項目		事業者データベース項目
申込素材	→	申込素材
申込種別	→	申込種別
備考	→	備考（指導内容等）

表 2-4 特定事業者データ（令和 6 年 11 月時点）

農政局等	特定事業者 データ数	特定事業者番号で 照合しデータ反映
北海道	1, 298	786
東北	2, 145	1, 374
関東(東京)	4, 248	1, 534
関東(東京以外)	4, 280	2, 419
北陸	1, 965	1, 161
東海	2, 476	1, 328
近畿	3, 818	1, 639
中四国	2, 783	1, 622
九州	2, 658	1, 560
沖縄	256	134
合計	25, 927	13, 557